

権利擁護支援員（市民後見人） 養成講座事前説明会 参加者募集

「権利擁護」の担い手である権利擁護支援員（市民後見人）を養成する講座を開講します。

本講座に関して、権利擁護支援員の活動や今後の方針について理解された上で受講していただくことができるように事前説明会を開催します。

※説明会に出席していることが、養成講座受講の応募要件となっています。

※受講を希望する方は、必ず下記のいずれかの説明会にご出席ください。

説明会日時・会場

1. 平成29年10月 7日（土）13時～15時
鴨川市ふれあいセンター

2. 平成29年10月21日（土）14時～16時
館山市コミュニティセンター

※ 内容につきましては、同一の内容となります。どちらかにご参加下さい。

説明会の内容

- ・ 成年後見制度について
- ・ 権利擁護支援員（市民後見人）養成講座の概要
- ・ 日程，受講申込方法，応募資格，定員，基礎研修の内容等

参加
無料

対象

- ・ おおむね30歳から70歳以下の人。
- ・ 安房圏域（館山市，鴨川市，南房総市，鋸南町）にお住まいで，成年後見制度等権利擁護に関心がある人。

問い合わせ先

主催 社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会
権利擁護推進センター

電話 04-7093-5000 FAX 04-7093-0623

ホームページ <http://kamoshakyo.or.jp/>

共催：館山市，鴨川市，南房総市，鋸南町

協力：館山市社会福祉協議会，南房総市社会福祉協議会，鋸南町社会福祉協議会



©鴨川市社会福祉協議会
イメージキャラクター
葉っぴー

基礎研修カリキュラム

研修会場：南房総市三芳保健福祉センター 南房総市谷向116-2

日程	テーマ	主な研修内容	
第1日 1月13日(土)	権利擁護としての成年後見	9:45-16:00	開講式・オリエンテーション 地域福祉(地域福祉・権利擁護の理念) 市民後見概論Ⅰ, 成年後見制度総論、各論
第2日 1月27日(土)	対象者の理解	10:00-16:40	高齢、認知症の理解 障がいのある人の理解(精神障がい) 障がいのある人の理解(知的障がい)
第3日 2月3日(土)	民法の基礎/ 市民後見の意義と役割	10:00-17:00	民法(家族法・財産法), 成年後見制度と市町村責任・ 成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業、 市民後見概論Ⅱ・Ⅲ, 市民後見人による実践報告
第4日 2月17日(土)	日常生活自立支援 事業生活支援員 養成研修	13:00-16:00	日常生活自立支援事業の意義及び概要、 契約締結と援助方法、事例演習
第5日 2月24日(土)	市民後見に向けて	10:00-16:20	事例検討(グループワーク・発表) 市民後見概論Ⅳ(総まとめ), 試験, 閉講式

※ 成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、支援する制度です。
 ※ 日常生活自立支援事業は判断能力が不十分な人の福祉のサービスのご相談や金銭管理を支援する事業です。

会場案内

鴨川会場

鴨川市八色887-1



館山会場

館山市北条740-1



お申込み方法

参加希望者はお住まいの社会福祉協議会に下記の内容をお電話またはFAXでお申込みください。

	電話番号	FAX番号
館山市社会福祉協議会	0470-23-5068	0470-22-8805
鴨川市社会福祉協議会	04-7093-5000	04-7093-0623
南房総市社会福祉協議会	0470-44-3577	0470-44-3542
鋸南町社会福祉協議会	0470-50-1174	0470-50-1236

権利擁護支援員養成講座説明会参加申込票

氏名	カナ	希望会場	<input type="checkbox"/> 7日鴨川 <input type="checkbox"/> 21日館山
	(男・女)	連絡先	-
住所	〒 -		

※ FAXでのお申込みの場合、こちらの用紙をそのまま送信して下さい。送信票は不要です。
 ※ ご記入いただいた個人情報は、当事業以外での目的で使用することはありません。
 ※ 鴨川会場の申込みは10月5日(木)、館山会場の申込みは10月19日(木)までをお願いします。